

協働のまちづくり通信

No.48

街資源再興プロジェクト

本市の昔の食文化を調査しています。料理方法の文献や資料、写真、また記憶でお話できる方などの情報をお寄せください。

街資源再興プロジェクト事務局

☎0475(72)8278
info@machisaponet

子育てサポートクラブ

地域の子育て応援団として、子育てのサポートを行っています。働いていなくてもリブ

6月1日は「人権擁護委員の日」 特設人権相談を開催します

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談を実施します。

本市では、人権擁護委員が相談を受け付けます。相談は無料で、秘密は守られます。

特設人権相談

▼日時 6月1日(木)10時～15時
▼会場 中央公民館1階相談室
☎0475(70)0342

行政相談委員を紹介します

行政相談委員は、地域の皆さんの身近な相談相手として、

相談は無料で、秘密は守られます。

行政相談員 ※敬称略

内山明子、川名辰司

定例行政相談

▼日時 毎月第3(木)10時～12時、13時～15時
▼会場 中央公民館1階相談室
☎0475(70)0342

「年金の受給額に納得がいかない」、「わかりづらい道路案内標識を改善してほしい」といった国等の仕事に関する苦情や要望などを受け付け、助言や関係する行政機関等に通知するなどの活動を行っています。

～ともに輝く社会を目指して～① 男女共同参画だより

このコーナーでは、大網白里市男女共同参画計画をもとに、市の取り組みを中心に紹介していきます。

「大網白里市男女共同参画計画」の基本理念は、「男女がともに認め合い、支え合い、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう」です。

今年度、男女共同参画啓発事業を大網白里ひまわりねっとと市の協働事業として行います。

大網白里ひまわりねっとでは、若い世代を中心に、男女共同参画への意識を知るため、アンケート調査を行う予定ですので、ご協力ください。また、講演会や母子のコンサートなど、誰もが参加でき、男女共同参画を理解しやすい形で啓発活動を行っていきます。

大網白里ひまわりねっと事務局
☎0475(72)8278
地域づくり課市民協働推進班
☎0475(70)0342

5月28日(日)は ゴミゼロ運動

毎年5月30日から6月5日は「ごみ減量・リサイクル推進週間」です。この期間に合わせて全国各地で路上に散乱する空き缶・空きビン等の一斉清掃活動が行われます。



本市でも、5月28日(日)に市内一斉のゴミゼロ運動を行います。わずかな時間でもこの運動に参加し、きれいなまちづくりにご協力ください。※清掃は区や自治会、各種団体を中心に実施しますが、個人で参加する方についても、事前に集積場所を連絡いただければ収集に伺います

☎0475(70)0386
地域づくり課環境対策班

軽自動車税納税通知書の発送・ 減免制度のお知らせ

納税通知書を発送します

平成29年度の軽自動車税の納税通知書を5月中旬に発送します。納期限は5月31日(水)です。

※軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者等が納税義務者となり、年税額を納めていただきます

※軽自動車税には月割りの制度がないため、年度途中で廃車や譲渡をしても還付金は発生しません

※軽自動車等を譲渡や廃車したときや住所を変更したときなど、登録内容に変更があった場合は必ず申告手続きをしてください

障がいのある方(身体障害

※前年度に減免の対象となっている方も毎年申請する必要があります
※申請に必要なもの
・身体障害者手帳等をお持ちの方
・身体障害者手帳等、運転免許証、自動車検査証、納税通知書、印かん

者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)のために使用する軽自動車等で一定の要件に該当する場合、または障がいのある方が利用するために構造変更された軽自動車については、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。※減免の対象となるのは障がいのある方1人につき1台のみとなります。県から自動車税の減免を受けている方は対象となりませんのでご注意ください。

※障がいの等級などによっては対象とならない場合がありますので、詳しくは問い合わせください

☎0475(70)0321
国税務課市民税班

こちらは消費生活センターです!

2017年4月1日より、ガスの小売全面自由化が始まりました。これまで、都市ガスの契約は地域ごとに特定の事業者としか契約できませんでしたが、自由化により複数の事業者の中から契約先を選択できるようになりました。自由化に便乗したトラブルに遭わないために、事例を紹介します。

〈事例1〉大手ガス会社の関連会社を名乗る人から電話があり、「ガスの自由化に伴い、ガス機器の交換が必要」と言われ、ガスコンロの販売の営業を受けた。
〈事例2〉ガス会社のサービス代理店を名乗る人からガス自由化に関する電話だといって、何に使うかの説明もないまま、使用しているガス料金や使用量を聞かれた。
〈事例3〉ガス事業者を変更する契約を締結したが、実際に使ってみると、ガス料金が高くなったので解約を申し込んだ。解約は無料でできると思ったら、解約違約金を請求された。

◆消費者へのアドバイス
・ガスの小売全面自由化で新たな機器を購入する必要はありません。また、事例のような機器の販売に関する契約は、訪問販売・電話勧誘販売の場合、法定事項が記載された契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば

クーリング・オフができます。
・ガス会社の代理店を名乗る電話であっても、不審に思った場合にはその場で答えず、社名や担当者名、連絡先等を確認しましょう。
・ガスの小売全面自由化により、さまざまな料金メニューが提供されることが予想されます。新たな契約の際は、供給条件を十分に確認していないと、供給開始後に思っていた契約内容と違うといった状況が生じることがあります。契約を締結する際には、ガス小売業者に契約内容についてしっかりと確認し、納得した上で契約を締結しましょう。
・その他、ガスの小売全面自由化に関し、不明なことなどがあれば、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(☎03-3501-5725)または最寄りの消費生活センターに相談しましょう。 ※参考 国民生活センターホームページ

◆市消費生活相談◆
▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金) 10時～12時、13時～16時
▶会場=中央公民館1階相談室
▶相談電話=0475(70)0344
☎0475(70)0342
地域づくり課市民協働推進班

公平な納税のために滞納処分 (差し押さえなど)を行っています

市税や国民健康保険税に納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

取り立てた現金を未納税に充当します。
◆不動産の差し押さえ
登記調査を行い、土地や建物の差し押さえのために、法務局へ差押登記の嘱託をします。差押登記後に、抵当権者(金融機関や住宅金融支援機構等)等に差し押さえを行うたことを通知します。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。

滞納処分を過ぎても納付がない場合、市ではまず督促状を送付します。それでも納付されないときは、納税催告書および財産調査を行い、法律の定めに従い差し押さえなどの滞納処分を行います。